

平成 30 年度

事務事業概要

品川区監査委員事務局

1. 監査委員

(1) 委員の設置

区に監査委員を置く。(法 § 195①)

(2) 委員の定数

4 名 (法 § 195②、令 § 140 の 2)

- ① 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 (以下「識見を有する者」という。)

(法 § 196①) 2 名

- ② 区議会議員 (法 § 196①⑥、監査委員条例 § 1) 2 名

- ③ 常勤の監査委員の数

識見を有する者のうち 1 名 (法 § 196④⑤、令 § 140 の 4、監査委員条例 § 2)

(3) 選任方法

区長が、議会の同意を得て、識見を有する者および議員のうちから選任する。
(法 § 196①)

(4) 任 期

識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。(法 § 197)

(注) 法：地方自治法、 令：地方自治法施行令

2. 監査委員の主な職務権限

* 根拠法令欄の数字は地方自治法の条文を表す。ただし、財政健全化審査については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の条文を表す。

区 分		監査の対象および処置	根拠法令
一 般 監 査	定期監査 (所管別監査)	区の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理等について、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて監査する。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199①④
	随時監査	区の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理等について、必要があると認めるときに監査する。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199①⑤
	工事監査	区の事務事業の執行に関わる工事について、必要があると認めるときに行う。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199①⑤
	行政監査	区の事務の執行について、必要があると認めるときに監査する。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199②
特 別 監 査	財政援助団体等 監査	必要があると認めるとき、または区長の要求により、区が財政的援助を与えているものおよび公の施設の管理を行わせているもの等の出納その他の事務の執行で財政的援助に係るものを監査する。 議会、区長および各関係機関等に結果を提出し、公表する。	199⑦
	住民監査請求による 監査	区長、委員会、委員または職員による、違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、または違法・不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実が認められるとして、区民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査する。 監査結果は請求人に通知するとともに、公表する。 請求に理由があると認めるときは、議会および区長等に対し期間を示し必要な措置を講ずべきことを勧告する。	242

区 分		監査の対象および処置	根拠法令
特 別 監 査	直接請求による 監査	選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、区の事務の執行について監査の請求をすることができる。監査の結果に関する報告を決定し、これを代表者に送付し、かつ公表するとともに、議会および区長ならびに各関係機関等に提出する。	75
	例月出納検査	区の現金の出納を毎月検査し、その結果を議会および区長に提出する。	235 の 2 ①③
	決 算 審 査	区長から審査に付された決算および関係書類を審査し、意見を述べる。	233②③④
	財政健全化審査	区長から審査に付された健全化判断比率を審査し、意見を述べる。	3①②
	基金運用状況審査	区長から審査に付された各基金の運用状況について審査し、意見を述べる。(決算審査と併せて行う。)	241⑤⑥
	措 置 の 公 表	監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として、議会および区長ならびに各関係機関等が措置を講じた場合は、その旨の通知を受け、公表する。	199⑫

3. 事務局

(1) 事務局の設置

監査委員に事務局を置く。(法 § 200②、監査委員条例 § 3)

(2) 組織および人員

事 務 局 長

監 査 担 当 主 査

4 名

4. 監査委員協議会

監査委員は独任制であるが、監査計画をはじめとして必要な事項を合議のうえ決定するため、原則として毎月 1 回監査委員協議会を開催する。